

宅地建物取引業免許の登録内容に変更はありませんか？

免許申請書に記載した登録内容(下表事項)に変更があった時は、30日以内に届出が必要です。

届出がまだの方は、免許申請と一緒に下表の書類を提出してください。

なお、郵送申請の場合、免許申請書と重複する書類はすべてコピーで結構です。公的書類(身分証明書、登記されていないことの証明書、履歴事項全部証明書等)は、原本を免許申請書に1部添付し、変更用は原本をコピーしたものを添付してください。

※ 変更日から30日経過して提出する場合は遅延理由書が必要です。

<p>1. 商号又は名称の変更</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・履歴事項全部証明書(コピー)(法人・支店登記している場合) ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所) ・免許証(原本)(主たる事務所) <p>= 宅建協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届 ・誓約書・連帯保証書(法人の主たる事務所)※印鑑証明書と同一印押印 ・代表者印の印鑑証明書(原本)(法人の主たる事務所) ・代表者個人印の印鑑証明書(原本)(法人の主たる事務所) 	<p>6. 専任の宅地建物取引士の就任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届出書(新たに就任した場合) ・専任宅地建物取引士設置証明書 ・専任宅地建物取引士勤務内容調書 ・誓約書 ・略歴書 ・旧姓が併記された住民票(コピー)(旧姓使用希望の場合)
<p>2. 法人の役員就任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者変更届出書(新たに従事者に就任した場合) ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・専任宅地建物取引士設置証明書 ・登記されていないことの証明書(コピー) ・身分証明書(コピー) ・誓約書 ・履歴事項全部証明書(コピー) ・略歴書 ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(代表者) ・免許証(原本)(代表者) ・旧姓が併記された住民票(コピー)(旧姓使用希望の場合) ・役員一覧表(組合・農協等)※法人代表者が証明したもの <p>= 宅建協会用(代表者の場合) =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届 ・誓約書・連帯保証書(法人)※印鑑証明書と同一印押印 ・代表者印の印鑑証明書(原本) ・代表者個人印の印鑑証明書(原本) ・代表者の履歴書 	<p>7. 主たる事務所・従たる事務所の移転</p> <p>= 県庁用 = (注意)プレハブ等、仮設建築物は事務所として認められません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・専任宅地建物取引士設置証明書 ・誓約書 ・事務所を使用する権限に関する書面 ・建物の賃貸借契約書(コピー)(事務所を借りている場合) ・事務所付近の地図 ・事務所の写真(外部・内部・報酬額表と業者票表示部分) ・履歴事項全部証明書(コピー)(法人・支店登記している場合) ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所) ・免許証(原本)(主たる事務所) <p>= 宅建協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届
<p>3. 法人の役員退任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者変更届出書(従事者を退任した場合) ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・役員一覧表(組合・農協等)※法人代表者が証明したもの ※退任日の確認ができない場合は閉鎖事項全部証明書(原本)添付 ・履歴事項全部証明書(コピー) 	<p>8. 主たる事務所・従たる事務所の区画整理事業等による町名や地番の変更</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・役所が発行する証明書コピー ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所) ・事務所の位置をチェックした指定区域図(町名変更の場合 市HP掲載) ・免許証(原本)(主たる事務所) <p>= 宅建協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届
<p>4. 政令で定める使用人の就任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者変更届出書(新たに就任した場合) ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・専任宅地建物取引士設置証明書 ・誓約書 ・身分証明書(コピー) ・略歴書 ・登記されていないことの証明書(コピー) ・旧姓が併記された住民票(コピー)(旧姓使用希望の場合) <p>= 宅建協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届 	<p>9. 従たる事務所の廃止</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届出書(異動の場合) ・履歴事項全部証明書(コピー)(支店登記している場合) <p>= 宅建協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃業・退会・事務所廃止届(業協会用) ・廃業・退会・事務所廃止届(保証協会用) ・誓約書・連帯保証書(R2.3.31以前と代表者が同一人物の場合は提出不要) ・会員之証(原本)(紛失の場合は、承諾書)
<p>5. 政令使用人の退任・専任の宅地建物取引士の退任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者変更届出書(退任した場合) ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 <p>= 宅建協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届(政令使用人) 	<p>10. 代表者・役員・政令使用人・専任宅地建物取引士の氏名変更</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者変更届出書 ・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 ・戸籍抄本(原本)(政令使用人、専任宅地建物取引士) ・履歴事項全部証明書(コピー)(法人代表者、役員) ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(代表者) ・免許証(原本)(代表者) ・旧姓が併記された住民票(コピー)(旧姓使用希望の場合) <p>= 宅建協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届(法人代表者・政令使用人) ・誓約書・連帯保証書(法人代表者)※印鑑証明書と同一印押印 ・代表者印の印鑑証明書(法人代表者) ・代表者個人印の印鑑証明書(法人代表者)